

## 許可の条件

1. 広島県港湾施設管理条例及び広島県港湾施設管理規則の規定及び「ポートパーク福山の使用にあたっての注意事項」を遵守すること。
2. 納入通知書により定める納付期限に使用料が納付されない場合は、この使用許可を取り消すことがある。
3. 使用料を滞納している場合は、使用期間の更新許可をしない場合がある。
4. 条例の改正により、使用料が改正された場合は、使用許可中であっても改定後の使用料を適用する。
5. この使用許可は、小型船舶特定係留施設の使用を許可するもので、船舶の管理、運行等に関する責務は全て使用者にあり施設内での盗難、接触その他の事故について、県及び指定管理者は一切の責任を負わない。
6. 当該施設に新たな工作物を設置し、又は改造するなど管理上支障となる行為(浮船台の搬入、鉄管・ビニール管等による枠組、ブルーシートの設置等)を行ってはならない。
7. 当該施設を使用するに当たっては、船体または付属物の一部を桟橋にはみ出すこと、及び許可申請書に記載された全長以上にスパンカー等の付属物を張り出すなど、他の使用者に迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。
8. 施設を使用するに当たり、施設に損傷または損害を与えた場合は、現状に回復し、損失を補償しなければならない。
9. 使用者が、他の使用者の責に帰すべき事由又は災害等により損害を被った場合、県及び指定管理者は、その損害賠償責任を追わない。
10. 次の各号の一に該当する使用者に対して、施設の使用を禁止し、使用の許可を取消し、又は船舶移動その他必要な措置を命ずることがある。
  - 一 偽り、その他不正な手段により許可を受けた者
  - 二 施設内において、施設の利用に著しく迷惑を及ぼす者
  - 三 桟橋の使用権を担保にし、又は他人に使用させた者
  - 四 条例第9条各号(第12号を除く)に掲げる禁止行為を行った者
11. 県及び指定管理者において工事及び施設の管理上、又は効率的な利用を図る必要が生じた場合には、船舶の入出港制限又は移動を命じができるものとする。この場合、使用者は、自らの費用負担により直ちに指定した場所に移動しなければならない。
12. 許可に係る施設の使用権は、あらかじめ、県の許可を受けた場合を除き、これを担保に供し、又は他人に譲渡もししくは使用させることはできない。
13. 相続等により権利義務を承継した場合は、別に定める届出書を提出しなければならない。
14. 許可を受けた後に、共同所有者の一部を変更した場合又は法人において役員の変更を行った場合は、速やかに別に定める届出書を提出しなければならない。
15. 船舶の所有者が暴力団又は暴力団員に該当しない場合であっても、他の者が暴力団または暴力団員に該当することを知りながら使用させてはならない。
16. 船舶の変更については、「9. 対象船舶」に定める規格の船舶とすること。
17. 許可内容に変更を生じる場合は、予め県に申請して許可を受けること。
18. 施設や係留船舶の安全確保のため、県または指定管理者の職員が、係留中の船舶に立ち入り、安全措置等を講じことがある。
19. 施設を使用しなくなったときは、速やかに小型船舶特定施設使用廃止届を提出すること。